

7 消安第 1188 号
令和 7 年 6 月 10 日

公益社団法人 日本獣医学会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

このことについて、別紙 1 のとおり本日付けで公布されましたので御了知の上、本改正事項について、貴団体の会員又は組合員に対する周知徹底方お願いします。

なお、本改正の概要については、別紙 2 を御参照ください。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正の概要

1 改正の趣旨

- (1) 飼料添加物は、飼料安全法^{※1}第2条第3項に基づき、告示^{※2}において指定され、第3条第1項に基づき、省令^{※3}において有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、成分規格等が定められています。
- (2) 今般、*Bacillus licheniformis*に属する菌株を宿主としたアミラーゼ生産組換え体が産生する「アミラーゼ(その3)」の規格・基準を定めるため、省令の一部を改正することになりました。
- (3) アミラーゼ(その3)に該当するものとしては、組換え体 JPBL011 株を利用して生産されたアミラーゼの安全性を確認しました。

2 改正の概要

省令において、飼料及び飼料添加物の規格・基準(対象家畜、含量や不純物等の規定等)を設定しました。

本剤に関する省令等の改正は、令和7年6月10日に施行されます。

※1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)

※2 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件(昭和51年7月24日農林省告示第750号)

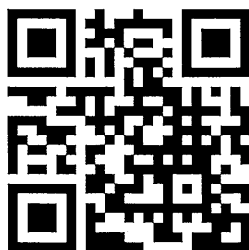
※3 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)

(ご参考)

○官報 令和7年6月10日(本紙第1482号)に掲載されております。

URL : <https://www.kanpo.go.jp/>

QRコード



担当： 農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課
飼料安全基準班 飼料添加物担当
TEL：03-3502-8111(内線：4546)

○農林水産省令第二十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月十日

農林水産大臣 小泉進次郎

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後		改正前	
別表第 1 (第 1 条関係)		別表第 1 (第 1 条関係)	
1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準		1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 飼料一般の製造の方法の基準		(2) 飼料一般の製造の方法の基準	
ア～ハ (略)		ア～ハ (略)	
ヒ アミラーゼ (その 3) は、牛、豚及び鶏を対象とする飼料 (飼料を製造するための原料又は材料を含む。) 以外の飼料に用いてはならない。		ア～ハ (新設)	
(3)・(4) (略)		(3)・(4) (略)	
(5) 飼料一般の表示の基準		(5) 飼料一般の表示の基準	
ア (略)		ア (略)	
イ 飼料 (飼料添加物を含むものに限る。) には、次に掲げる事項を表示しなければならない。		イ 飼料 (飼料添加物を含むものに限る。) には、次に掲げる事項を表示しなければならない。	
リ～ロ (略)		リ～ロ (略)	
ロ (1) のウに掲げる表、(1) のキのリ、ケのロ、コのリ及びニの リ、(2) のエからカまで、(2) のキに掲げる表並びに(2) のケ及び サからハまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあ つては、対象家畜等		ロ (1) のウに掲げる表、(1) のキのリ、ケのロ、コのリ及びニの リ、(2) のエからカまで、(2) のキに掲げる表並びに(2) のケ及び サからハまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあ つては、対象家畜等	
(注) (略)		(注) (略)	
ロ～リ (略)		ロ～リ (略)	
ウ (略)		ウ (略)	
2～6 (略)		2～6 (略)	

別表第 2 (第 2 条関係)	
1 ～ 7 (略)	
8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準	
(1) ～ (134) (略)	
(135) アミラーゼ	
アミラーゼ (その 1) (略)	
アミラーゼ (その 2)	
ア 製造用原体	
(1) ～ (11) (略)	
(12) 表示の基準	
アミラーゼ (その 1) 製造用原体の表示の基準を適用する。	
イ (略)	
ウ 製剤 (その 2 液状)	
(1) (略)	
(12) 保存の方法の基準	
アミラーゼ (その 2) 製剤 (その 1) の保存の方法の基準を適用する。	
(13) (略)	
アミラーゼ (その 3)	
ア 製造用原体	
(1) 成分規格	
酵素力単位 本品は、酵素力試験を行うとき、1 g 中に 2,000 でんぷん糖化力単位以上を含む。	
物理的・化学的性質	
① 本品は、淡褐色～濃褐色の液体である。	
② 本品の水溶液又は水懸濁液 (1→100) の pH は、5.0～7.5 である。	
③ 本品は、pH5.0～7.0 において最大の酵素活性を有する。	
純度試験	
① 鉛 本品 1.0 g (0.95～1.04 g) を量り、鉛試験法 (原子吸光度法第 1 法) により鉛の試験を行う	

別表第 2 (第 2 条関係)	
1 ～ 7 (略)	
8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準	
(1) ～ (134) (略)	
(135) アミラーゼ	
アミラーゼ (その 1) (略)	
アミラーゼ (その 2)	
ア 製造用原体	
(1) ～ (11) (略)	
(12) 表示の基準	
アミラーゼ (その 1) 製造用原体の表示の基準を適用すること。	
イ (略)	
ウ 製剤 (その 2 液状)	
(1) (略)	
(12) 保存の方法の基準	
アミラーゼ (その 2) 製剤 (その 1) の保存の方法の基準を適用すること。	
(13) (略)	
(新設)	

うとき、その量は20μg/g以下でなければなら ない。 ② <u>ヒ素</u> 本品1.0 g (0.95～1.04 g) を量り、ヒ素 試験法第3法により試料溶液を調製し、装置Aを 用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液 の色は、標準色より濃くてはならない(2μg/g 以下)。 ③ <u>抗菌活性</u> 本品1 g (0.5～1.4 g) を量り、抗 菌活性試験法により試験を行うとき、抗菌活性を 示してはならない。 <u>強熱残分</u> 20.0%以下 (1 g) <u>酵素力試験</u> <u>でんぷん糖化力試験法</u>により試験を行う ① <u>製造の方法の基準</u> <u>Bacillus licheniformis</u>に属する菌株を宿主とした アミラーゼ生産組換え体を培養し、培養を終了した後 、培養物をろ過し、又は水で抽出した後、ろ過し、菌 体を除去し、さらに、ろ液を濃縮して製造すること。 ② <u>保存の方法の基準</u> <u>遮光した密閉容器に保存すること。</u> ③ <u>表示の基準</u> 本品の直接の容器又は直接の被包に、最大の酵素活 性を示すpH値 (小数点以下第1位まで) を記載するこ と。 ④ <u>製剤 (その1)</u> ① <u>成分規格</u> 本品は、アミラーゼ (その3) 製造用原体に、必要 に応じて硫酸ナトリウムを加え、さらに、賦形物質を 混和した小片、粉末又は粒子である。 <u>酵素力単位</u> 本品は、酵素力試験を行うとき、表示で んぷん糖化力単位の85～170%を含む。 <u>酵素力試験</u> <u>でんぷん糖化力試験法</u>により試験を行う 。	
---	--

<u>ⅲ 保存の方法の基準</u> <u>アミラーゼ (その 3) 製造用原体の保存の方法の基準を準用する。</u> <u>ⅳ 表示の基準</u> <u>アミラーゼ (その 3) 製造用原体の表示の基準を準用する。</u> <u>ⅴ 製剤 (その 2 液状)</u> <u>ⅴ 成分規格</u> <u>本品は、アミラーゼ (その 3) 製造用原体に、必要に応じてショ糖、塩化ナトリウム及びソルビン酸カリウムを加え、さらに、水を混和した水溶性液状物である。</u> <u>酵素力単位</u> <u>本品は、酵素力試験を行うとき、表示で</u> <u>んぶん糖化力単位の85～170%を含む。</u> <u>酵素力試験</u> <u>でんぶん糖化力試験法により試験を行う。</u> <u>ⅴ 保存の方法の基準</u> <u>アミラーゼ (その 3) 製造用原体の保存の方法の基準を準用する。</u> <u>ⅴ 表示の基準</u> <u>アミラーゼ (その 3) 製造用原体の表示の基準を準用する。</u> (136) ～ (166) (略)	(136) ～ (166) (略)
---	--------------------------

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の一部改正について

1 現行制度の概要

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項において、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定すると規定されており、当該飼料添加物については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件（昭和 51 年農林省告示第 750 号）において指定されている。

また、法第 3 条第 1 項の規定により、農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて（同条第 2 項）飼料若しくは飼料添加物の成分規格等を定めることができるとされており、当該成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）において定められている。

2 改正の趣旨

メーカーから要望があったことを受け、飼料添加物アミラーゼ（その 3）について新たに成分規格等を定める。

なお、今般の改正に当たって農業資材審議会の意見を聴いたところ、適当であるとの答申を得た。

3 改正の内容

- ① 省令別表第 1 の 1 の（2）に、アミラーゼ（その 3）は牛、豚及び鶏以外を対象とする飼料に用いてはならない旨を規定する※。
- ② 省令別表第 2 の 8 に、アミラーゼ（その 3）の成分規格等を規定する。

※ 規定順は制定順による。

4 施行期日

令和 7 年 6 月 10 日

5 パブリックコメントの実施期間

令和 7 年 3 月 26 日～4 月 24 日